



GROWTH
TOKYO

2022年5月12日

各 位

会 社 名 ルーデン・ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 西岡 孝
(東証グロース・コード1400)
問 合 せ 先 取締役管理部門管掌兼管理本部長
佐々木 悟
電 話 03-5332-5374

第 12 回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、2019年6月10日に発行した当社第12回新株予約権（以下「本新株予約権」）について、下記のとおり残存する本新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちに本新株予約権の全部を消却することを決議いたしましたので、お知らせします。

1. 取得及び消却する新株予約権の内容

(1) 取得及び消却する新株予約権の名称	第12回新株予約権
(2) 取得及び消却する新株予約権の数	19,500個（潜在株式数 1,950,000株）
(3) 本日までに行使された新株予約権の数	0個
(4) 本新株予約権の行使可能期間	2019年6月10日から2022年6月9日
(5) 取得日及び消却日	2022年5月26日（木）
(6) 取得価格の総額	9,321,000円（本新株予約権1個につき478円）
(7) 消却後に残存する新株予約権の数	0個

2. 取得及び消却する新株予約権の内容

当社は、2019年5月23日付「第三者割当により発行される新株予約権の募集に関するお知らせ」に記載のとおり、販売用不動産の仕入資金として、本新株予約権の発行をいたしました。

本新株予約権の発行後、多くの不動産案件を取得し、当社グループの成長及び企業価値向上に資する案件であるか否かを中心に、多数の案件の検討を行ってまいりましたが、本日までに当社グループの成長及び企業価値向上に資する案件はございませんでした。

こうした状況の下、当社の今後の成長、株式の希薄化、資金ニーズ、現在の市場環境等を総合的に勘案し、本新株予約権の取扱いについて慎重に検討した結果、本新株予約権の発行要綱の規定に従い、取得日において残存する本新株予約権の全部を取得し、消却することといたしました。

しかしながら、販売用不動産の取扱いは、当社グループの成長を加速する重要な戦略と考えており、今後も引き続き積極的に検討をする所存です。販売用不動産の仕入に伴う資金需要が生じた際には、多面的な資金調達手段を検討し、最も効率の良い調達手段を選択する予定としております。

3. 今後の見通し

本新株予約権の取得及び消却が当期の業績予想に与える影響は軽微ではありますが、開示すべき事項が今後発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上